

# 小山市 PPA 方式による出井保育所太陽光発電設備導入事業 簡易公募型プロポーザル（対話型）実施要領

## 1. 実施目的

小山市（以下「市」という。）が実施する「小山市 PPA 方式による出井保育所太陽光発電設備導入事業」をより効果的、効率的に進めるため、企画提案を基に最適な事業者を特定することを目的に簡易公募型プロポーザルを実施する。

## 2. 業務概要

- (1) 業務委託名：小山市 PPA 方式による出井保育所太陽光発電設備導入事業
- (2) 委託箇所：小山市立出井保育所新園舎（小山市大字出井 1060 番地 1 他）
- (3) 業務内容：「小山市 PPA 方式による出井保育所太陽光発電設備導入事業仕様書」の通り  
※本仕様書は現時点での予定を示したものであり、提案内容に応じて受注者と協議のうえ契約時に仕様を変更することがある。
- (4) 履行期間：契約開始から設備の撤去完了まで（運転期間は原則 20 年間とする。）

## 3. 参加資格

本プロポーザル方式に参加する事業者は、次の各号に掲げる資格要件を満たす者とする。

- (1) 法人格を有する事業者であること。単独の事業者の他、複数の事業者により構成されたグループでの参加もできる。この場合はグループを代表する事業者を定め、代表事業者は（1）から（7）全ての要件を満たし、代表事業者以外は（1）から（6）の要件を全て満たしていることとする。
- (2) 参加事業者（グループで応募の場合は全事業者）は、令和 7・8 年度小山市物品購入等入札参加有資格者名簿に登録されていること。または、小山市物品購入等入札参加資格の随時登録申請を行い、契約締結までに登録される見込みであること。
- (3) 小山市建設工事請負業者指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づく再生手続開始の申立または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 24 条第 1 項に基づく再生手続開始の申立ての手続きをしている業者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団、または参加事業者の役員が、同条第 6 号に掲げる暴力団員である事業者及びそれらの利益となる活動を行なう事業者でないこと。
- (7) 過去 5 年以内に、民間を含めた PPA 事業、またはそれに類似する業務（施設の屋上または屋根等における太陽光発電設備等設置工事の請負または発電事業）を受託した実績を有すること。

#### 4. 事業者特定等に係るスケジュール

内容	日程
(1) 実施要領等の公表	令和7年6月30日(月)
(2) 資料請求書・質問書・ 対話申込書の受付	令和7年6月30日(月)～7月11日(金)
(3) 対話の実施	令和7年7月7日(月)～7月18日(金)
(4) 対話実施結果概要・ 質問回答書の通知	令和7年7月25日(金) 予定
(5) 参加表明書・ 企画提案書の受付	令和7年8月7日(木)～8月8日(金)
(6) 書類審査	令和7年8月19日(火)
(7) 審査結果の通知	令和7年8月25日(月) 予定

##### (1) 実施要領等の公表

###### ① 公表日

令和7年6月30日(月)

###### ② 公表場所

市ホームページ、市庁舎掲示板等に公表する。(市HP：<http://www.city.oyama.tochigi.jp/>)

##### (2) 資料請求書・質問書・対話申込書の受付

###### ① 提出期間

令和7年6月30日(月)～7月11日(金) 15時まで

###### ② 提出方法

- ・ 資料請求書(様式1)・・・参加を希望する事業者は提出必須 ※
- ・ 質問書(様式2)・・・任意
- ・ 対話申込書(様式3)・・・任意

上記様式に記入の上、担当者宛て電子メールにて送信すること。なお、複数の様式をまとめて提出しても様式ごとに複数回提出しても差し支えない。

※ 資料請求書(様式1)は、本施設の安全管理のため施設に関する資料が不特定に拡散することがないように設けており、提供する資料には企画提案書の作成に必須と考えられる資料が含まれる。そのため、参加表明書・企画提案書を提出できる者は、資料請求書(様式1)を提出した者に限るものとする。

##### (3) 対話の実施

###### ① 実施期間

令和7年7月7日(月)～7月18日(金)

###### ② 所要時間

1時間程度(対面もしくはZoomでの実施)

### ③ 日時・会場

対話申込書受付後に法人または法人グループの担当者宛に、実施日時及び会場を電子メールにて連絡する。なお、対話は個別に行うものとする。その他資料の持ち込みも可能とするが、その場合は市に5部提出すること。

### ④ 対話内容

当日は事前に提出された対話質問書に従って対話を進めるものとする。ただし、所定の時間内であれば対話質問書に記載した以外の議題についても取り扱うことができるものとする。回数は、実施期間中2回を限度とする。

## (4) 対話結果概要・質問回答書の通知

### ① 公表日

令和7年7月25日(金)

### ② 公表場所

対話を通して判明した追加提供すべき情報及び対話での質疑応答や質問書(様式2)への回答を取りまとめ、法人または法人グループの担当者宛に通知する。ただし、応募者の提案ノウハウ等に関わり、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては非公表とする。

## (5) 参加表明書、事業者概要・企画提案書の受付

### ① 提出期間

令和7年8月7日(木)～8月8日(金)15時まで

### ② 提出場所

公共施設整備課(市庁舎6階)

### ③ 提出書類

参加表明書(様式4)、事業者概要・企画提案書(様式5)、その他添付資料。事業者概要・企画提案書(様式5)は原本含め5部提出すること。

### ④ 提出方法

提出期間内に公共施設整備課(庁舎6階)へ持参(9時～15時まで)または郵送(書留郵便または特定記録郵便に限る、期間内必着)によること。

### ⑤ 参加辞退

参加表明書提出後に参加辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

## 5. 審査

### (1) 審査方法

市職員4名を委員として設置する審査委員会において、書類審査を実施のうえ、審査基準に基づき、最高合計評価点を獲得した者を最優秀提案者として特定する。評価点が同点の場合は、見積額の低い者を上位とする。なお、参加事業者が1者のみであっても本プロポーザルは成立するものとし、その場合は審査委員会にてあらかじめ定めた一定水準以上を満たしていれば、その者を特定する。

## (2) 審査基準

評価項目	基準	配点	
地域事業者主体による地域脱炭素化に向けた取組み	地元企業の受注機会の確保	20	
企画提案書	・設備仕様	システム構成、温室効果ガス削減量	30
	・経済性	契約単価、トータルコスト	30
	・自由提案	上記以外の提案の魅力度	20
評価点 合計		100	

## (3) 結果の通知

審査結果は、事業者には通知するとともに、プロポーザル参加者数、特定した事業者の名称等を市ホームページに掲載する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

## 6. 契約

特定した事業者と企画提案書の内容をもとに仕様書等の協議を行い、提案された電気料金をもとに随意契約の手続きにより契約を締結する。契約書の案は特定した事業者に提示する。ただし、協議が整わない場合や契約までに失格事項が判明した場合は、次点の事業者と協議を行うものとする。

## 7. 提案に関する留意事項

### (1) 提案書に関する事項等

- ① 提出書類は返却しない。
- ② 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出書類は本件の選考以外、提出者に無断で使用しない。
- ④ 企画提案書は1者1提案とし、提出後の差替えまたは再提出は認めない。
- ⑤ 企画提案書に記載した者は、やむを得ない特別な事由がある場合を除き、変更できない。
- ⑥ 参加事業者が提出した書類の著作権は作成者に帰属するが、市が審査結果を公表する場合、その他必要と認める場合には提出書類の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- ⑦ 企画提案書作成のために閲覧した資料は、市の許可なく公表・使用することはできない。

### (2) 失格条項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に合致しないとき。
- ② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に合致しないもの。
- ③ 記載すべき事項以外の内容、虚偽の内容が記載されているもの。
- ④ 審査委員会の委員、事務局職員または関係者に不正な接触または要求をした場合。
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合。
- ⑥ その他、市が不適格と認めた場合。

### (3) その他

- ① 公正なプロポーザルが確保できないと思われる場合、または適切な事業者を特定できないと判断される場合は、審査を中止することがある。
- ② この要領に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

### 8. 問い合わせ先

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号 庁舎6階

小山市 理財部 公共施設整備課 施設整備係 担当：小山、渡邊、伊藤

TEL：0285-22-9348 / FAX：0285-22-8972

E-mail：d-kokyoseibi\*city.oyama.tochigi.jp（セキュリティ上、\*を@と読み替えること）